

新潟県市町村職員共済組合 市町村共済グループ保険

～令和8年3月1日中途加入 パンフレット読替表～

中途加入の場合、パンフレットを以下の通り読替えてください。また、制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

※今回のP R期間でご加入いただけるのは、「共済保険」「医療給付制度(基本部分)」の2制度です。「医療給付制度(給付拡大部分)」「三大疾病保障制度」「入院費用給付制度」「退職後継続制度」「長期療養収入補償制度」の5制度については、中途加入対象外です。

共済保険：年金払特約付障害特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】

医療給付制度(基本部分)：短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

意向確認【ご加入前のご確認】

■共済保険【生命保険】医療給付制度(基本部分)【生命保険】

共済保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

■医療給付制度(基本部分)【生命保険】

医療給付制度（基本部分）は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

■お問い合わせ先

加入手続きに関するお問い合わせ先	その他お問い合わせ先
明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 0120-501-578 受付時間 月曜日から金曜日 9：30～16：30 株式会社きょうさいサポート新潟 025-284-3908 〒950-0965	明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第一部（新潟駐在） 〒950-0087 新潟市中央区東大通 1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル TEL 025-241-1670(土日祝日を除く 9:00～ 17:00)

ページ	対応制度	項目	本更新パンフレット記載内容（読替前）	読替後
表紙	共済保険 医療給付制度(基本部分)	ご案内	令和 8 年 更新手続きと新規加入のご案内	令和 8 年 3 月 1 日中途加入のご案内
表紙	共済保険 医療給付制度(基本部分)	配当金の仕組み	配当金で実質負担を軽減 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。ただし、今回は令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月末日までの 10 か月にて収支計算を行ないます。
表紙	共済保険 医療給付制度(基本部分)	申込締切日	令和 7 年 9 月 30 日(火)	令和 7 年 12 月 5 日（金）
表紙	共済保険 医療給付制度(基本部分)	フリーダイヤル 受付期間	令和 7 年 7 月 8 日(火)～令和 7 年 9 月 30 日(火)	令和 7 年 10 月 21 日(火)～令和 7 年 11 月 28 日(金)
表紙	共済保険 医療給付制度（基本部分）	責任開始期 （加入日）	令和 8 年 1 月 1 日(木)	令和 8 年 3 月 1 日(日)
1 P	共済保険 医療給付制度(基本部分)	制度の仕組み	共済保険と医療給付制度(基本部分)は 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。	共済保険と医療給付制度(基本部分)は 1 年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 12 月末日までの 10 か月にて収支計算を行ないます。
3 P	共済保険 医療給付制度（基本部分）	ご加入いただける 方	—	今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含みます）の、コース（保険金額）変更 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入
7 P	共済保険 医療給付制度(基本部分)	保険料控除方法	月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は 1 月分給与から)	月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は 3 月分給与から)

7 P	共済保険 医療給付制度(基本部分)	配当金	●配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですの で、配当金はありません。） 共済保険 医療給付制度（基本部分） 共済保険・医療給付制度（基本部分）は、1年毎に収支計算を行 ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。	共済保険と医療給付制度(基本部分)は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場 合は配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は令和8年3月1日から令 和8年12月末日までの10ヵ月にて収支計算を行ないます。
21 P	共済保険	保険期間	令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)	令和8年3月1日(日)～令和8年12月31日(木)
21 P	共済保険	保障内容等（契 約概要部分） 配当金還付	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお 返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。ただし、今回 は令和8年3月1日から令和8年12月末日までの10ヵ月にて収支計算を行ないます。
23-26 P	共済保険	保険料	・記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出したものであり、適 用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがありま す。	記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保 険料は、更新時のご加入状況等に基づき算出しますので、本パンフレット記載の保険料と異な る場合があります。その場合、変更後の保険料が加入月から適用されます。
27 P	医療給付制度(基本部分)	タイトル	医療給付制度((基本部分)+(給付拡大部分))	医療給付制度(基本部分)
27 P	医療給付制度(基本部分)	保険期間	令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)	令和8年3月1日(日)～令和8年12月31日(木)
27 P	医療給付制度(基本部分)	保障内容等（契 約概要部分） 配当金還付	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお 返しします。	1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。ただし、今回 は令和8年3月1日から令和8年12月末日までの10ヵ月にて収支計算を行ないます。
29 P	医療給付制度（基本部分）	保険料	・記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出したものであり、適 用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 ・また今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがありま す。	記載の保険料は、本パンフレット作成時点で算出した概算値です。実際にお支払いいただく保 険料は、更新時のご加入状況等に基づき算出しますので、本パンフレット記載の保険料と異な る場合があります。その場合、変更後の保険料が加入月から適用されます。

裏表紙	共通	お申込み方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既に ご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱 います。	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
-----	----	--------	--	--------------------------------------

MY-A-25-団-007109 MY-A-25-医-007110